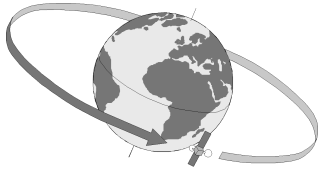


2005年7月PILOT 誌より

# 航空英語能力証明試験モデルの開発

常務理事 鈴木 英明



これまで本誌にて、ICAOでの付属書改定に至る経緯とわが国の対応について述べてきましたが、いよいよ本年度より具体的な試験導入の準備の段階へと進んできました。昨年12月東京フォーラムで開催された航空言語に関するICAOアジア太平洋地域セミナーで講演された上智大学吉田教授の指揮の下に関係機関の協力を得て試験モデルの開発が進められています。

また航空英語能力証明制度については、今期第162回国会にて審議が終了しようとしています。あわせて航空法施行規則ならびにこれに伴う関係の諸規則の整備が来年の春ごろを目処に進められています。これらの諸規則が整い次第、2008年3月のICAO付属書の発効にあわせて、来年の秋ごろから正式な試験が開始されます。その試験の概要については前回の記事の中で法案として紹介しましたとおり、ヒヤリング試験（学科試験）と対話試験（実地試験）とに分かれています。このヒヤリング試験に合格したものが対話試験を受験することができます。



## 関係者による委員会を設置

「操縦士に対する航空英語能力証明試験モデル開発調査研究委員会」第1回会議が去る5月18日に開催されました。この委員会の目的としては次のとおりです。

- ・改正航空法で「航空英語能力証明制度」が新設され、国のみならず、指定事業者や航空大学校等でも試験や能力判定を行うことになり、国として標準的な試験（試験モデル）とその運用指針を定める

- ・語学試験の開発は専門的な作業であるので関係の研究所に委託するが、航空英語は特異な言語分野であり、また、我が国の航空輸送に及ぼす影響も大きいので、当局・学識経験者・航空会社・操縦士代表等で構成される委員会を設置し、委託事業の監督・監修を行う。

こととしました。操縦士協会としてもこの事業に協力して操縦士の立場から意見を述べていきます。



## 試験モデルの開発

国際航行に必要な「航空英語能力証明」を取得するためには自家用操縦士や事業会社の操縦士は年に数回行う国家試験を受ける必要がありますが、そのほか指定本邦航空運送事業者（定期航空会社）の行う試験についても現在そのモデルとなるべき試験問題を検討しています。その試験モデルの開発について、次の要旨に沿って進めております。

- ・昨年度の「操縦士等に対する語学能力要件に関する調査研究委員会」の検討結果を踏まえる。
- ・改正航空法および関連法令の要件を満たすとともに、ICAO 附属書に準拠したものとする。
- ・試験科目はリスニング試験と対話試験とし、判定はレベル3以下、レベル4乃至5、レベル6の3段階について行う。リスニング試験は得点により、対話試験は評価者の判断により、レベルを判定する
- ・出題は、原則として航空無線通信および業務に関連した内容とする。
- ・対話試験の対話者および評価者の養成・任用方法も提示する。

このほかあくまで検討中の事項ですが、対話試験に比べリスニング試験はより広範な出題が必要で、ある程度流れのある業務関連の会話からも出題するようになります。また対話試験は航空無線通信を模擬して行うこととしていますが、この対話試験の時間はおよそ15分程度となるようです。



## 試験モデルの開発方法とスケジュール

具体的な開発の状況については、6月から相当数のパイロットにSST (Standard Speaking Test) とプリテスト (プロトタイプ) を受験してもらい一般英語と航空英語の相関関係をみていきます。さらに9月にかけて何回かプリテストも受けてもらって適切な試験になるように12月までにすすめ、1月から3月までの間に試験モデルとして完成させる計画です。色々なレベルの人のサンプルが必要で、航空会社および操縦士協会から受験者が協力してSSTを受けていただいております。

委員会ではさらに試験モデルの開発を監修しつつ、あわせて諸制度の整備に協力していきます。具体的には評価者・対話者の養成や試験問題のストック、試験モデルの評価や教育に関する事項について検討していくこととなります。